

千葉県公有財産管理規則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」に基づき、押印廃止等を行う。

2 改正内容

(1) 行政手続の押印廃止

別記第二号様式、第五号様式、第七号様式、第九号様式、第十号様式、第十二号様式及び第十三号様式

(2) 専決区分の見直し

規則本文第五条及び別表第一（第五条第一項）

3 施行期日

令和3年10月1日